

土木工事 共通特記仕様書

目 次

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則	1
第 1 節 総 則	1
1 — 1 — 1 適 用	1
1 — 1 — 2 主任技術者	1
1 — 1 — 3 監理技術者	4
1 — 1 — 4 現場代理人	4
1 — 1 — 5 配置技術者の適格性及び専任性等の確認	5
1 — 1 — 6 低入札価格調査調査対象工事における技術者の増員	5
1 — 1 — 7 補装技術者の配置	5
1 — 1 — 8 鋼橋塗装技能士の配置	6
1 — 1 — 9 路面標示施工技能士の配置	6
1 — 1 — 10 腕章等の着用	7
1 — 1 — 11 建設副産物	7
1 — 1 — 12 リサイクル認定製品	8
1 — 1 — 13 過積載防止対策	8
1 — 1 — 14 提出書類の簡素化	9
1 — 1 — 15 ワンデーレスポンス	9
1 — 1 — 16 ウィークリースタンス	9
1 — 1 — 17 情報共有システム (A S P)	9
1 — 1 — 18 遠隔臨場	9
第 2 章 土 工	10
第 1 節 土工一般	10
2 — 1 — 1 土及び岩の分類	10
2 — 1 — 2 道路土工	10
第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート	11
第 1 節 レディーミクストコンクリート	11
3 — 1 — 1 レディーミクストコンクリート	11
3 — 1 — 2 単位水量の測定	11
第 2 節 施工管理	11

土木工事共通特記仕様書

3 — 2 — 1	一般事項	11
3 — 2 — 2	建設材料の品質記録保存	11
3 — 2 — 3	コンクリートの耐久性向上	11
3 — 2 — 4	テストハンマーによる強度推定調査	11
3 — 2 — 5	ひび割れ発生状況調査	12
3 — 2 — 6	非破壊試験等によるコンクリートの品質管理	12

第 2 編 材 料 編

第 1 章 土木工事材料	13
第 1 節 鋼 材	13
1 — 1 — 1 落石防護柵の亜鉛めっき	13
第 2 節 セメントコンクリート製品	13
1 — 2 — 1 インターロッキングブロック	13
1 — 2 — 2 コンクリート法留（プレキャスト製品）	14
1 — 2 — 3 境界杭（鋸）	15
第 3 節 漆 青 材 料	16
1 — 3 — 1 アスファルト注入材料	16
1 — 3 — 2 アスファルト混合物	16
第 4 節 塗 料	17
1 — 4 — 1 区画線	17
第 5 節 そ の 他	18
1 — 5 — 1 河川護岸用吸い出し防止シート	18
1 — 5 — 2 無収縮モルタル	18
1 — 5 — 3 トンネル防水工	19
1 — 5 — 4 雑石（沈石用）の確認	19

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則	20
第 1 節 総 則	20
1 — 1 — 1 出来形図及び出来形部分の数量	20
1 — 1 — 2 土木工事施工管理基準	20
1 — 1 — 3 施工管理	20
1 — 1 — 4 提出書類の様式	22

土木工事共通特記仕様書

1 — 1 — 5	交通安全管理	22
1 — 1 — 6	交通誘導警備員	22
1 — 1 — 7	低入札価格調査精度による調査	23
1 — 1 — 8	品質証明（社内検査）制度	23
1 — 1 — 9	中間検査	23
第 2 章 一般施工		23
第 1 節 共通的工種		23
2 — 1 — 1	植生工	23
2 — 1 — 2	境界杭（鉢）工	23
2 — 1 — 3	ハット型鋼矢板	24
第 2 節 石・ブロック積（張）工		24
2 — 2 — 1	胴込コンクリート	24
2 — 2 — 2	裏型枠の埋殺し	24
第 3 節 一般舗装工		24
2 — 3 — 1	粒度	24
2 — 3 — 2	コンクリート舗装養生材	24
2 — 3 — 3	石粉	24

第 6 編 河 川 編

第 1 章 総 則	25	
第 1 節 仮量水標	25	
1 — 1 — 1	水位の観測	25
第 2 節 護岸法覆工	25	
1 — 2 — 1	法覆工及び法留工	25
1 — 2 — 2	連節ブロック張工	25
第 3 節 標示板	26	
1 — 3 — 1	水門、樋門、樋管	26

第 7 編 河川海岸編

第 1 章 総 則	27	
第 1 節 標示板	27	
1 — 1 — 1	標示板	27

第 8 編 砂 防 編	
第 1 章 総 則	28
第 1 節 仮量水標	28
1 — 1 — 1 水位の観測 ·	28
第 2 節 コンクリート堰堤工	28
1 — 2 — 1 モルタル ·	28
1 — 2 — 2 間詰工 ·	28
1 — 2 — 3 水抜暗渠工 · · · · · · · · · · · · · ·	28
第 3 節 残存型枠	28
1 — 3 — 1 残存型枠（外壁兼用型） · · · · · · · ·	28
第 4 節 急傾斜地	29
1 — 4 — 1 総 則 · · · · · · · · · · · · · ·	29
1 — 4 — 2 施工単位延長 · · · · · · · · · · · ·	29
1 — 4 — 3 仮設防護柵の設置及び撤去 · · · · · ·	29
1 — 4 — 4 切土斜面上部の仮排水工の設置 · · · ·	30
1 — 4 — 5 関係住民に対する情報連絡体制 · · · ·	30
第 10 編 道 路 編	
第 1 章 舗 装	31
第 1 節 アスファルト舗装工	31
1 — 1 — 1 骨 材 · · · · · · · · · · · · · · ·	31
1 — 1 — 2 マーシャル安定度基準値 · · · · ·	31
1 — 1 — 3 配合設計 · · · · · · · ·	32
1 — 1 — 4 締固め度 · · · · · · · ·	33
第 2 節 ブロック舗装工	33
1 — 2 — 1 インターロッキングブロック舗装 · · ·	33
第 3 節 道路付属施設工	33
1 — 3 — 1 視線誘導標 · · · · · · · ·	33
第 4 節 踏掛版工	33
1 — 4 — 1 施 工 · · · · · · · ·	33
第 5 節 排水性舗装工	33
1 — 5 — 1 材 料 · · · · · · · ·	33
1 — 5 — 2 排水性混合物の目標値 · · · · ·	34

土木工事共通特記仕様書

1 — 5 — 3	排水性混合物の管理項目	34
第 2 章 鋼橋上部		36
第 1 節 橋梁現場塗装工		36
2 — 1 — 1	材 料	36
2 — 1 — 2	橋梁塗装塗替	36
第 2 節 床版工		36
2 — 2 — 1	床版工	36
第 3 節 橋梁付属物工		36
2 — 3 — 1	伸縮装置工	36
2 — 3 — 2	架設用付属物	36
第 3 章 コンクリート橋上部		37
第 1 節 橋梁付属物工		37
3 — 1 — 1	伸縮装置工	37
3 — 1 — 2	P C 定着工法	37
第 4 章 トンネル		38
第 1 節 支保工		38
4 — 1 — 1	支保工間隔	38
4 — 1 — 2	ロックボルト	38
第 2 節 覆工		38
4 — 2 — 1	覆工コンクリートの打設量	38
第 5 章 道路維持		39
第 1 節 セメントコンクリート舗装補修		39
5 — 1 — 1	再注入	39
第 2 節 アスファルト舗装補修		39
5 — 2 — 1	打換工	39
第 3 節 路肩及び法面		39
5 — 3 — 1	除草一般	39
第 4 節 清掃作業		39
5 — 4 — 1	清掃作業	39
第 5 節 災害応急処置		39
5 — 5 — 1	災害応急処置	39

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. 土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、山形県県土整備部が発注する土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 仕様書の記載内容の優先は「土木工事特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書（土木工事共通仕様書）」の順とする。
3. **共通仕様書、共通特記仕様書に記載されている関係基準等の文献等に改訂があつた場合は、監督職員の指示する場合を除き、最新版を使用するものとする。**

1-1-2 主任技術者

1. 受注者は、主任技術者を配置する工事で、当該建設工事の種類が「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」及び「舗装工事」の場合は、次表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。
なお、主任技術者を通知する場合には、その資格要件を満たすことを証するものとして、それぞれの資格に応じ、（イ）土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書の写しを、（ロ）技術士にあっては合格証明書又は合格証の写しを、（ハ）建設大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

主任技術者の資格要件

1) 土木一式工事

請負代金額	主任技術者
8千万円以上	(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
8千万円未満 1千万円以上	(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選

土木工事共通特記仕様書

	択科目を「森林土木」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
--	--

2) とび・土工・コンクリート工事

請負代金額	主任技術者
8千万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
8千万円未満 1千万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

3) 鋼構造物工事

請負代金額	主任技術者
8千万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
8千万円未満 1千万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

土木工事共通特記仕様書

4) 舗装工事

請負代金額	主任技術者
8千万円以上	(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
8千万円未満 1千万円以上	(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

2. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、**協議**により変更できるものとする。

1) 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作から現場施工へ移行したとき。

ただし、この場合、変更後の技術者は工場製作が完了するまでに報告するものとする。

3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

4) 以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。

① 受注者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。

② 受注者の責によらず当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

5) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

上記1)～5)により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア) 後任技術者について資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ) 技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できること。

引継に必要な期間は1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超

えて2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間程度を目安とする。

ウ) 原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

1-1-3 監理技術者

1. 契約約款第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条4項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計が4,500万円以上の工事である。

2. 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の1)～8)の要件を全て満たさなければならない。

1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

2) 監理技術者補佐は、一級土木施工管理技士補及び一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

5) 特例監理技術者が兼務できるのは、兼務する2件の工事が、同一の各総合支庁本庁舎管内の工事の場合又は同一の各総合支庁地域振興局管内の工事の場合とする。

6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

8) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

3. 監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、第1項の1)～8)の事項について確認できる書類を提出すること。

4. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、適切にコリンズ（C O R I N S）への登録を行うこと。

1-1-4 現場代理人

1. 施工途中の現場代理人の変更について、次のいずれかに該当する場合は協議により変更できるものとする。

1) 現場代理人のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作から現場施工へ移行し

たとき。

ただし、この場合、変更後の現場代理人は工場製作が完了するまでに報告するものとする。

3) 次に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。

- ① 受注者の責めによらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。
- ② 受注者の責めによらず当初の工期に対して大幅（3か月程度以上）な工期延長が行われたとき。

4) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

上記1)～4)により途中変更を行う場合は次により対応すること。

ア) 変更に際し継続的な業務が遂行できるようにすること。

イ) 原則として同一履行年度内の変更は複数回行わないこと。

1-1-5 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

1. 契約約款第11条に定める現場代理人等指定通知書の添付書類として、雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出するものとする。
2. 請負代金額が4,000万円以上の場合は、1.に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。

1-1-6 低入札価格調査対象工事における技術者の増員

1. 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する受注者は、山形県が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

イ 65点未満の工事成績評定を通知された。

ロ 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かし若しくは契約不適合に起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ 品質管理、安全管理に關し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

2. 上記により技術者を配置するときは、建設工事請負約款様式第5号を使用して、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付するものとする。

1-1-7 舗装技術者の配置

1. 受注者は、入札公告において舗装工事と指定された工事において、設計図書で明示された場合には、1級又は2級の舗装施工管理技術者資格を有する者（以下「舗装技術者」という。）を配置しなければならない。
2. 舗装技術者は、対象工事の監理技術者等（「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」をいう。以下同じ。）又は現場代理人と兼務できるものとする。

また、当該技術者を監理技術者等又は現場代理人と別に配置する場合には、専任配置を要しないものとする。

3. 上記により舗装技術者を配置するときは、「舗装技術者、鋼橋塗装技能士、路面標示施工技能士指定（変更）通知書」により、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては、資格証書の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。
4. 監理技術者等又は現場代理人と別に配置する専任配置を要しない舗装技術者は、品質証明（社内検査）員と兼務できるが、土木工事共通仕様書第1編1－1－24「品質証明」第4項に規定する資格を有しなければならない。

1－1－8 鋼橋塗装技能士の配置

1. 受注者は、入札公告において塗装工事と指定された鋼橋塗装工事において、設計図書で明示された場合には、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鋼橋塗装施工とするものに合格した者（以下「鋼橋塗装技能士」という。）を配置しなければならない。
2. 鋼橋塗装技能士は、対象工事の監理技術者等又は現場代理人と兼務できるものとする。また、当該技能士を監理技術者等又は現場代理人と別に配置する場合には、専任配置を要しないものとする。
3. 上記により鋼橋塗装技能士を配置するときは、「舗装技術者、鋼橋塗装技能士、路面標示施工技能士指定（変更）通知書」により、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては、資格証書の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。
4. 監理技術者等又は現場代理人と別に配置する専任配置を要しない鋼橋塗装技能士は、品質証明（社内検査）員と兼務できるが、土木工事共通仕様書第1編1－1－24「品質証明」第4項に規定する資格を有しなければならない。

1－1－9 路面標示施工技能士の配置

1. 受注者は、入札公告において塗装工事と指定された区画線・路面標示工事において、設計図書で明示された場合には、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を路面標示施工とするものに合格した者（以下「路面標示施工技能士」という。）を配置しなければならない。
2. 路面標示施工技能士は、対象工事の監理技術者等又は現場代理人と兼務できるものとする。また、当該技能士を監理技術者等又は現場代理人と別に配置する場合には、専任配置を要しないものとする。
3. 上記により路面標示施工技能士を配置するときは、「舗装技術者、鋼橋塗装技能士、路面標示施工技能士指定（変更）通知書」により、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては、資格証書の写し及び受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。
4. 監理技術者等又は現場代理人と別に配置する専任配置を要しない路面標示施工技能士は、品質証明（社内検査）員と兼務できるが、土木工事共通仕様書第1編1－1－24「品質証明」第4項に規定する資格を有しなければならない。

1-1-10 腕章等の着用

契約約款約第11条により配置する現場代理人は、工事現場内において「現場代理人」と記した腕章やヘルメット等を常に着用し、第三者よりその存在を確認できるようにするものとする。

1-1-11 建設副産物

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）及び「山形県建設リサイクル指針（平成14年4月制定、平成29年2月改正）」に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。
2. 受注者は、建設工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事（以下、「建設リサイクル法対象建設工事」という。）である場合には、契約締結前に、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、説明書（参考様式1）により、工事担当課に説明しなければならない。

（注）建設リサイクル法対象建設工事とは、次に掲げるとおりである。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額※3 1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事

※3 請負代金の額には消費税を含む

3. 受注者は、建設工事が建設リサイクル法対象建設工事である場合には、建設工事請負契約書に「解体工事に要する費用等調書」（様式第1号の2）を添付するものとする。

なお、同調書については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方針等であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 土木共通仕様書第1編共通編1-1-21建設副産物 第4項に規定する「再生資源利用計画書」（参考様式2）及び第5項に規定する「再生資源利用促進計画書」（参考様式3）は、搬入・搬出が無い場合であっても、請負金額が100万円以上の場合は作成するものとし、施工計画書に含めて提出しなければならない。

5. 受注者は、建設リサイクル法第18条に基づく発注者への報告として、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」（参考様式4）に以下の資料を添付のうえ、監督員に提出するものとする。

- ・建設廃棄物にかかる数量総括表
(特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物を含む)
 - ・「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」
6. 土木共通仕様書第1編共通編1－1－21建設副産物第2項に規定する産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）の監督職員への提示は、前項に規定する「建設廃棄物処理結果報告書」提出の際に行うことと基本とし、同報告書添付の数量総括表との照合を受けるものとする。
- なお、提示する産業廃棄物管理票は、D票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷とする
7. 工事完了時までに、再資源化等の処理が完了していない場合においては、第6項の「建設廃棄物処理結果報告書」を「建設廃棄物処理状況報告書」と読み替え、監督員に提出するものとし、提示する産業廃棄物管理票は、B-2票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷とする。
8. 前項の状況報告を行った場合であっても、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に、再度、第6項及び第7項の報告及び提示をしなければならない。

1－1－12 リサイクル認定製品

1. 受注者は、工事資材の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、土木工事共通仕様書第1編共通編1－1－38環境対策第9項に規定する「山形県環境物品等調達基本方針」にて優先的調達品目とされている「山形県リサイクル認定製品」の使用を特に積極的に推進するものとする。
2. 受注者は、山形県リサイクル認定製品を使用した場合は、使用実績を監督職員に提出するものとする。

1－1－13 過積載防止対策

受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載防止に取り組まなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材購入をしないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「**土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法**」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1－1－14 提出書類の簡素化

セメントコンクリート製品に関する品質を証明する資料については、「工事材料に関する資料の取り扱い」によるものとする。

1－1－15 ワンデーレスpons

1. 「ワンデーレスpons」は、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
2. 実施にあたっては、「工事監督におけるワンデーレスpons実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

1－1－16 ウィークリースタンス

受発注者は、「県土整備部が所管する建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針」に基づき、ウィークリースタンスの推進に努めること。

受発注者は、次の事項について工事着手前に共有し、工事を進めていくこと。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2. 作業依頼の配慮

- 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- 3) 受注者の定めるノ一残業デーにかかるわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3. ワンデーレスponsの徹底

- 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスponsを徹底する。

4. 留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1－1－17 情報共有システム（A S P）

受注者は、原則として、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき、情報共有システム（A S P）を利用すること。

1－1－18 遠隔臨場

受注者は、原則として、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」に基づき、遠隔臨場を実施すること。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りではない。

第2章 土工

第1節 土工一般

2-1-1 土及び岩の分類

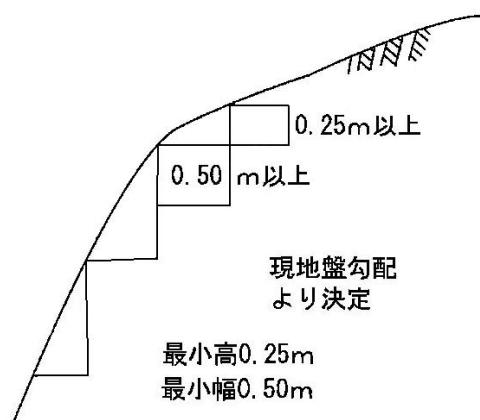
土及び岩の契約分類は、共通仕様書（土木工事共通仕様書）分類を次のとおりとする。

- イ) 土砂はA分類
- ロ) 岩はC分類

2-1-2 道路土工

1. 受注者は、1：4より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り滑動を防止しなければならない。

現地盤が岩の場合



第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 レディミクストコンクリート

3-1-1 レディミクストコンクリート

1. 受注者は下記に該当する場合、配合の臨場及び配合の決定に関する確認資料の検査時の提出を省略できる。なお、この場合であっても、下記の（2）または（3）に該当する場合は、配合の決定に関する確認資料について監督職員から請求があつた場合は、提示するものとする。

- (1) コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技師等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施出来る工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）で製造されJISA5308により指定されるレディミクストコンクリートを使用する場合。
- (2) JISマーク表示認証工場で製造され、JISA5308により指定されるレディミクストコンクリート使用する場合。
- (3) 簡易な構造物であって、監督員の承諾を受けたレディミクストコンクリートを使用する場合。

3-1-2 単位水量の測定

受注者は、1日あたりのコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上となる場合（水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除く）、国土交通省制定「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月）に基づき、レディミクストコンクリートの単位水量を測定しなければならない。

第2節 施工管理

3-2-1 一般事項

本節は、土木コンクリート構造物の耐久性向上等、コンクリートの品質確保のための施工管理について定めるものとする。

3-2-2 建設材料の品質記録保存

受注者は、重要なコンクリート構造物の施工にあたっては、共通特記仕様書 第3編土木工事共通編1-1-2 施工管理①（品質記録保存）に基づき、資料等を提出しなければならない。

3-2-3 コンクリートの耐久性向上

受注者は、重要なコンクリート構造物の施工にあたっては、共通特記仕様書 第3編土木工事共通編1-1-3 施工管理②（耐久性向上）に基づき、資料等を提出しなければならない。

3-2-4 テストハンマーによる強度推定調査

1. 受注者は、重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、下記構造物については、コンクリート構造物の施工完了後に「テストハンマーによる強度推定調査」を実施し、その結果を提出しなければならない。

土木工事共通特記仕様書

対象構造物	イ) 高さが 5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ロ) 内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ハ) 橋梁上・下部工 二) トンネル ホ) 高さが 3 m以上の堰・水門・樋門 ※ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは除く。
-------	---

2. 第1項の調査により、所定の強度が得られない場合については、原位置のコアを採取のうえ圧縮強度試験を実施し、その結果を提出しなければならない。

3-2-5 ひび割れ発生状況調査

受注者は、重要なコンクリート構造物の維持管理にあたっての基礎資料とするため適切な施工を確認するため、下記構造物については、コンクリート構造物の施工完了後に「ひび割れ発生状況調査」を実施し、その結果を提出しなければならない。

対象構造物	イ) 高さが 5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (ただしプレキャスト製品は除く) ロ) 内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ハ) 橋梁上・下部工 (ただしプレストレスコンクリートは除く) 二) 高さが 3 m以上の堰・水門・樋門
-------	--

3-2-6 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理

受注者は、重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、下記構造物については、国土交通省制定「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に基づき、品質管理を行わなければならない。

微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定

対象構造物	新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外。
-------	---

非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定

対象構造物	新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート。ただし、工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外。
-------	---

第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

第1節 鋼 材

1-1-1 落石防護柵の亜鉛めっき

1. 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合の支柱及び取付金具類は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものとする。
2. 亜鉛付着量は、支柱の場合JIS II 8641「溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m²(片面付着量)以上とし、取付金具類は、同じく2種(HDZ35)の350g/m²(片面付着量)以上とする。
3. ひし形金網は、JIS G 3552の規格によるものとし、亜鉛付着量はZ種G 3以上とする。
4. ケーブルの亜鉛付着量は、素線に対して300g/m²以上とする。

第2節 セメントコンクリート製品

1-2-1 インターロッキングブロック

1. インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の承諾を得るものとする。

	種類	曲げ強度	透水係数
強度	普通インターロッキングブロック	50kgf/cm ² (5 N/mm ²) 以上	—
	透水性インターロッキングブロック	30kgf/cm ² (3 N/mm ²) 以上	1×10^{-2} (0.1mm/sec) cm/sec
	植生用インターロッキングブロック	40kgf/cm ² (4 N/mm ²) 以上	—
厚さ	普通、植生用 インターロッキングブロック		± 3 mm
	透水性インターロッキングブロック		+5、-1 mm
寸法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック		± 3 mm

注) インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロック

土木工事共通特記仕様書

および化粧インターロッキングブロックにおいては、 $330\text{kg}/\text{cm}^2$ ($32\text{N}/\text{mm}^2$) 以上、透水性インターロッキングにおいては、 $170\text{kg}/\text{cm}^2$ ($17\text{N}/\text{mm}^2$) 以上でなければならない。

1-2-2 コンクリート法留（プレキャスト製品）

1. 引用規格

引用規格を、次に示す。

- JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法
- JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方
- JIS A 5011 コンクリート用スラグ骨材
- JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
- JIS A 6201 フライアッシュ
- JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤
- JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼
- JIS G 3532 鉄線
- JIS G 3551 溶接金網
- JIS R 5210 ポルトランドセメント
- JIS R 5211 高炉セメント
- JIS R 5212 シリカセメント
- JIS R 5213 フライアッシュセメント

2. 品質

① 外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあつてはならない。

② 圧縮強度

法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において $24\text{N}/\text{mm}^2$ とする。

3. 規格及び寸法の許容差

法留の規格及び寸法の許容差は、図1及び表1のとおりとする。

鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、 20mm 以上とする。ただし、端面及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せいで被覆がなされている場合も、この限りではない。

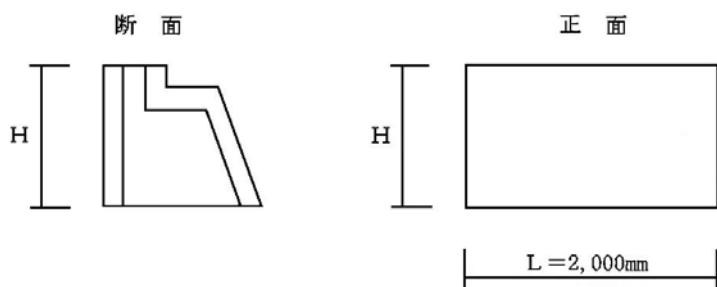


図1 形状及び寸法

- ① 水抜き孔は適宜設けてよい。

土木工事共通特記仕様書

② 面取り・切欠きのような、形状に影響を与える強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表1 寸法の許容差

	高さ (H)	長さ (L)
許容差	± 5	± 6

4. 材料

次の項目については、JIS A 5345に準ずる

- ① セメント
- ② 骨材
- ③ 水
- ④ 鉄筋（鉄筋使用製品のみ規定）
- ⑤ 混和材料

5. 製造方法

- ① 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目についてはJIS A 5345に準ずる。

- ② 空気量
- ③ アルカリ骨材反応の抑制対策
- ④ 塩化物量
- ⑤ 材料の計量
- ⑥ 成形
- ⑦ 養生

6. 試験方法

- ① 圧縮強度

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。

この場合の試験方法は、JIS A 1108によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

(1) JIS A 1132または、JIS A 1132による供試体と相關関係が確認できる方法。

(2) 上記によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせて製作する。

また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

1-2-3 境界杭（鉢）

1. 境界杭の材質は鉄筋コンクリート製又はプラスチックとし、鉄筋コンクリートの形状は 12cm×12cm×100cm、プラスチックの形状は 9cm×9cm×90cm とするものとする。なお、使用する材質は、設置前に監督職員と協議するものとする。
2. 境界鉢の材質は黄銅製とするものとする。
3. 境界杭は側面に、境界鉢は表面に「山形県」と名掘りし、字体はゴシック体とするものとする。

第3節 漆青材料

1-3-1 アスファルト注入材料

1. 注入材料は、ブロンアスファルトとしてJIS K 2207～1969 規格によるものとし、針入度は 20～30 とする。

1-3-2 アスファルト混合物

1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表、品質管理試験結果の提出及び試験練りは省略できるものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	
			基準密度の決定	
	その他		共通仕様書「品質管理基準」の全項目	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理

土木工事共通特記仕様書

第4節 塗 料

1-4-1 区画線

1. 区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。

種類	規格	標準使用量		摘要
		ペイント	ガラスビーズ	
常温型 W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ^{ml} /km	1号 39kg/km	
" W=20cm	"	67 ^{ml} /km	" 52kg/km	
" W=30cm	"	100 ^{ml} /km	" 78kg/km	
加熱型 W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 ^{ml} /km	1号 59kg/km	
" W=20cm	"	93 ^{ml} /km	" 79kg/km	
" W=30cm	"	140 ^{ml} /km	" 118kg/km	
溶融型 W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号	390kg/km	散布 1号 25kg/km	プライマーの 標準使用量 25kg/km塗布
" W=20cm	"	520kg/km	" 33kg/km	" 33kg/km塗布
" W=30cm	"	780kg/km	" 50kg/km	" 50kg/km塗布
" W=45cm	"	1,170kg/km	" 75kg/km	" 75kg/km塗布
水性型 W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ^{ml} /km	1号 39kg/km	溶媒として揮発性 有機化合物を5% (以下) 含まず、 水を使用するもの とする。
常温型 W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 ^{ml} /km	1号 30kg/km	仮区画線用

[注] ガラスビーズは、JIS R 3301（路面標示用塗料用ガラスビーズ）1号

2. 区画線の使用材料の確認については、監督職員の指示する方法により確認しなければならない。

3. 区画線溶融型の塗布厚は1.0mmとする。

第5節 その他

1-5-1 河川護岸用吸い出し防止シート

1. 河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
2. 河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」(国土交通大臣認可)を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

吸い出し防止シートの規格値

項目	規格	備考
厚さ	10mm以上	
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度	9.8kN/m以上	縦・横方向
化学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K 7114 準拠 (PH5~9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A 1410、A 1415準拠
密度	0.12g/cm ³	JIS L 3204
圧縮率	12%以下	JIS L 3204
引張強さ	9.8kN/m以上	JIS L 3204
伸び率	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分90%以上	JIS L 3204
透水係数	0.01cm/s以上	JIS L 3204

3. 河川護岸用吸い出し防止シート敷設は、以下のとおりとする。
 - 1) 吸い出し防止材の敷設にあたっては、上流側シートを上にして重ね合わせるものとし、隙間やめくれのないよう施工しなければならない。
 - 2) 吸い出し防止材の重ね幅は10cm以上とする。

1-5-2 無収縮モルタル

1. 無収縮モルタルの品質規格は次表のとおりとする。

土木工事共通特記仕様書

項目	規 格 値	試 験 方 法
コンシスティンシー (流下時間)	セメント系 : 8 ± 2秒	J ₁₄ ポート試験
ブリージング	練り混ぜ2時間で2%以下	JIS A 1123
凝結時間	始発 : 1時間以上 終結 : 10時間以内	A S T M C 403
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領(案)」附属書
圧縮強度	材令3日 : 250kgf/cm ² 以上 (25N/mm ²) 材令28日 : 450kgf/cm ² 以上 (44N/mm ²)	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

1-5-3 トンネル防水工

- 覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝材($t = 3\text{ mm}$)と防水シート($t = 0.8\text{ mm}$ 以上)の組み合わせされたものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。
- 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとする。

項目	試験法	規格値
比重	JIS K 6773	0.95 ± 0.05
硬さ	JIS K 6773	98以下
引張強さ (kgf/cm^2)	JIS K 6773	20°Cで160以上 -10°Cで300以上
伸び (%)	JIS K 6773	20°Cで600以上 -10°Cで500以上
引裂強さ (kN/m)	JIS K 6252	50以上
耐薬品性(アルカリ) 質量変化率 (%)	JIS K 6773	± 1以下
耐熱老化性 質量変化率 (%)	JIS K 6773	± 1以下
脆化温度 (°C)	JIS K 6261	-30以下

1-5-4 雜石(沈石用)の確認

- 雑石(沈石用)は張立により確認するものとし、大きさについては、規定した重量の形の異なったものそれぞれ3個以上を見本石として現場に置き、観察により確認するものとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は、一部完成検査及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。
 2. 出来形図は、検査（完成、一部完成検査、中間検査）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）又はその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。但し同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。
- なお、出来形図に替えて出来形結果表にとりまとめることができる。

1-1-2 土木工事施工管理基準

1. 出来形管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（2）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として出来形管理図表を作成し提出するものとする。
また、「主たる工種」については、**工程能力図又は度数表（ヒストグラム）**を作成し提出するものとする。

2. 品質管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（3）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、品質管理図表を作成し提出するものとする。

また、「主たる工種」の必須試験については、**工程能力図又は度数表（ヒストグラム）**を作成し提出するものとする。

1-1-3 施工管理

1. 受注者は、以下の構造物については建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）により、資料等を提出しなければならない。

1) 対象構造物

A (生) コンクリート

無筋・鉄筋	対 象 構 造 物	摘 要
無筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物 (ただし、基礎、裏込及び根固めを除く) ハ) コンクリート格子張工 (ただし、基礎、裏込及び根固めを除く) ※ 河川工事のみ	

土木工事共通特記仕様書

	二) 砂防ダム（堤体、側壁及び水叩）ホ）ト ンネル覆工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類（場所打杭、井筒基礎等） ハ) 橋梁上部工、擁壁工（H = 2.0m以上） 二) 堤、水門、樋門、樋管 ホ) 函渠工（内空断面積 2.0m ² 以上） ～) 水路（内巾 = 2.0m以上）	

B コンクリート二次製品

二 次 製 品 名	摘 要
イ) 函渠工（内空断面積 2.0m ² 以上） ロ) 杭類（留杭等除く） ハ) 柄類 二) プレキャスト擁壁（H = 2.0m以上） ホ) プレキャスト格子張工	

2. 受注者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書により、資料等を提出しなければならない。

1) 対象構造物

A (生) コンクリート

無筋・鉄筋	対 象 構 造 物		摘 要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物 （堤防、消波ブロック） ハ) 河川構造物 （護岸、根固めブロック） 二) 砂防ダム （堤体、側壁及び水叩） ホ) 拠壁工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ) 橋梁上部工 （床版・柄） 二) 函渠工、水路 （内空断面積1.0m ² 以上） ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ) 橋梁上部工 （床版・柄） 二) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰	

土木工事共通特記仕様書

-	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート舗装・トンネル覆工・吹付コンクリート	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート舗装・トンネル覆工・吹付コンクリート	
---	---	---	--

B コンクリート二次製品

二 次 製 品 名		摘 要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
イ) 函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート）	イ) 函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート）	
ロ) 杭類（遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337）	ロ) 杭類（遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337）	
ハ) 柄類（プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316）	ハ) 柄類（プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316）	
二) 摊壁類（鉄筋コンクリートL型）	二) 摊壁類（鉄筋コンクリートL型）	
ホ) 管渠類（遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333）	ホ) 管渠類（遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333）	
	ヘ) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

1-1-4 提出書類の様式

受注者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

1-1-5 交通安全管理

1. 受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
2. 受注者は供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準を遵守するものとする。
3. 共通仕様書第1編1-1-1-40交通安全管理3. の、交通安全等輸送に関する事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標示安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の確認方法等とする。

1-1-6 交通誘導警備員

1. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
2. 山形県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）合格者を配置するものとする。

1-1-7 低入札価格調査制度による調査

1. 低入札価格調査制度による調査

- 1) 当該工事が低入札価格調査制度による調査の対象となった場合は、その調査に応じなければならない。
- 2) 1) の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者は応じなければならない。

2. 低入札工事完成時確認調査

- 1) 受注者は、下請負者の協力を得て履行確認調査票（完成時確認調査用）の作成を行い、工事完了後、当該工事の完成検査の日までに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。
- 2) 受注者は、提出された調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に基づき下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

1-1-8 品質証明（社内検査）制度

品質証明（社内検査）制度対象工事と指定された工事は、共通仕様書第1編1-1-24品質証明により行うものとし、その実施にあたっては「山形県品質証明実施基準」（平成18年8月29日付け、建企第963号）によるものとする。

なお、品質証明（社内検査）員は複数名定めることはできるが、検査時の立会は代表者1名でも可とする。

1-1-9 中間検査

特記仕様書で中間検査の対象工事となった場合は、共通仕様書第1編1-1-27中間検査によるもののほか次によるものとする。

- 1) 検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して1部提出する。なお、この図面は中間検査で確認済みの証しとなるものである。
- 2) この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において引き渡しまで善良に管理するものとする。

第2章 一般施工

第1節 共通的工種

2-1-1 植生工

1. 中央分離帯、交通島等の張芝は目地張りとし、目地の割合は全面積の25%程度とするものとする。

2-1-2 境界杭（鉢）工

1. 受注者は、境界杭（鉢）の設置については、監督職員の指示によるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

2. 受注者は、境界杭（鉢）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の

中心点を用地境界線上に一致させ、文字「山形県」が内側（官地側）になるようにならなければならない。

3. 受注者は、境界杭の場合、標準として頭頂部から30cmまでを残して埋込み、頭頂部から15cmまで赤ペンキ1回塗りしなければならない。
4. 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、前項の深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。

2-1-3 ハット型鋼矢板

1. ハット型鋼矢板の施工については、土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編23-4矢板工の規定によるものとする。
2. ハット型鋼矢板の施工に係る規格値及び写真管理基準は、上記矢板工の「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「写真管理基準」の規定によるものとする。

第2節 石・ブロック積（張）工

2-2-1 脊込めコンクリート

1. 受注者は、石・ブロック積（張）工の練積みまたは練張りにおいて、裏込めコンクリートがない場合においては、脊込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するため、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、練積みについてはコンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。

2-2-2 裏型枠の埋殺し

1. 受注者は、石・ブロック積（張）工の練積みにおいて、裏型枠を埋殺す場合には、監督職員の承諾を受けなければならない。ただし、この場合の型枠材料は容易に腐食するもので、水抜き孔等をふさがないものでなければならない。
また、練張りについては引抜きが難しいことから、監督職員の承諾なしに埋殺してもよいものとするが、材料については練積みの埋殺しと同様のものとする。

第3節 一般舗装工

2-3-1 粒 度

1. 粒度調整路盤工の材料は、監督職員の承諾を受けた、中央混合プラントで混合しなければならない。

2-3-2 コンクリート舗装養生剤

1. コンクリート舗装養生剤の種類は監督職員の承諾を得て使用するものとする。

2-3-3 石 粉

1. コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを3リッター/m²程度とし、石粉と水の混合比は、重量で1:1とする。

第6編 河 川 編

第1章 総 則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。
なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は、毎時観測を行うものとする。
2. 監督職員が指示した場合は、水位記録を一覧表又は図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 護岸法覆工

1-2-1 法覆工及び法留工

1. 受注者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合には法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
又、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、剥離等のないように施工するものとする。
2. 遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については監督職員の承諾を得るものとする。

1-2-2 連節ブロック張工

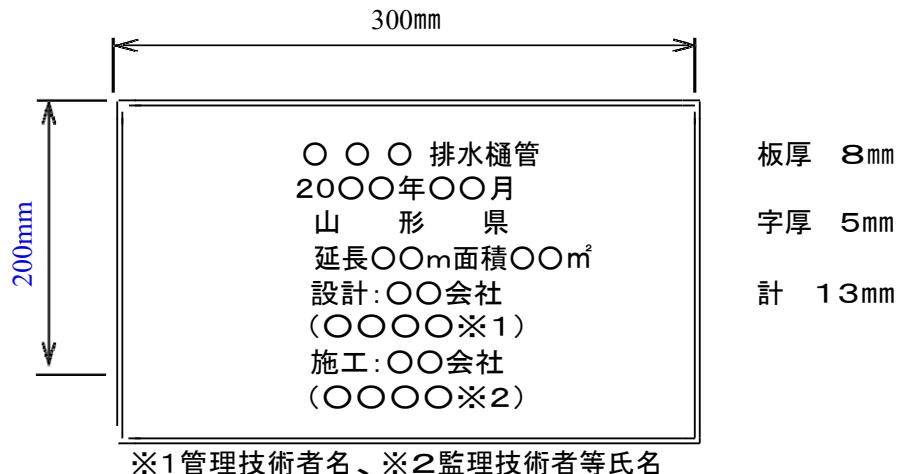
1. 連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の承諾を得るものとする。
なお、連結鉄筋は、 $\phi 9\text{ mm}$ （大型連節ブロックを使用する場合は $\phi 13\text{ mm}$ ）とし、溶接する場合の溶接長は10cm以上とする。

第3節 標示板

1-3-1 水門、樋門、樋管

1. 標示板の材質は、青銅鋳物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。

ただし、記載する技術者名等の氏名については、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。



2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示板の年月は完成年月とする。

第7編 河川海岸編

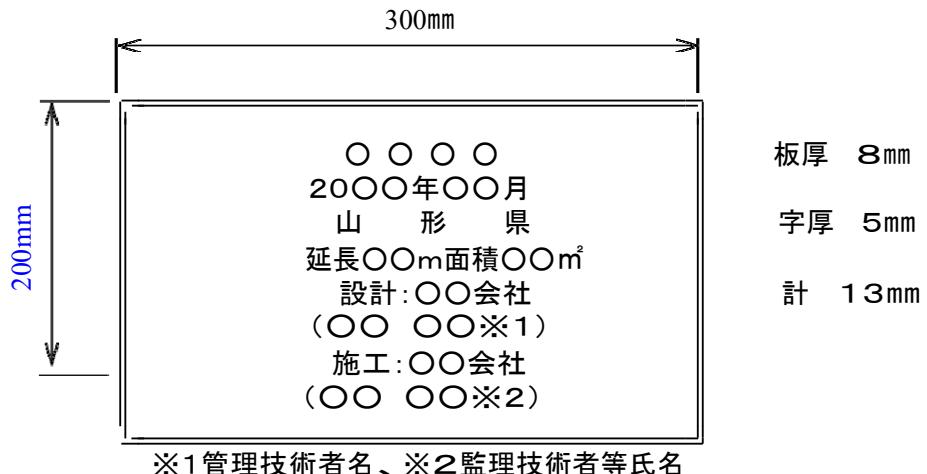
第1章 総 則

第1節 標示板

1-1-1 標示板

1. 標示板の材質は、青銅鋳物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。

ただし、記載する技術者名等の氏名については、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。



2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示板の年月は完成年月とする。

第8編 砂防編

第1章 総則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。
なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は、毎時観測を行うものとする。
2. 監督職員が指示した場合は、水位記録を一覧表又は図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 コンクリート堰堤

1-2-1 モルタル

1. 敷モルタルの最小セメント使用量は530kg/m³とする。

1-2-2 間詰工

1. 地盤線等の変更による間詰工の形状変更は協議するものとする。

1-2-3 水抜暗渠工

1. 水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充填の不良を防ぐため、形鋼等を用いて設置するものとする。

第3節 残存型枠

1-3-1 残存型枠（外壁兼用型）

1. 一般事項

(1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工の事をいう。

(2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

土木工事共通特記仕様書

項目	内 容	摘要
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共通仕様書」第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装または同等以上の必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること。	

3. 施 工

- (1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならぬ。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第4節 急傾斜地

1-4-1 総 則

急傾斜崩壊防止工事は、この仕様書によるほか「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」並びに「急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要綱について」（昭和44年8月25日建設省河川局長）、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」（全国治水砂防協会）等によらなければならない。

1-4-2 施工単位延長

受注者は、斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するために原則10~20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにしなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

1-4-3 仮設防護柵の設置及び撤去

斜面下部には、土砂等の崩壊に備えて設計書の通り仮設防護柵を設置した後、工事に着手しなければならない。また、工事が完了するまでこれを設置しなければならぬ。

い。

ただし、現地調査の結果これによりがたい場合は、監督職員と十分協議の上、他の安全対策について検討しなければならない。

1－4－4 切土斜面上部の仮排水工の設置

施工に先立って斜面の状態、後背地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切土施工斜面上方の仮排水路や、湧水箇所について安全に施工区域外に排水するよう、準備排水や施工時の排水計画を十分検討し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

また、切土施工中や降雨が予想される場合について、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土斜面に流入・湛水しないよう仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。降雨後は必ず斜面を調査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変化について点検した後、作業を行わなければならない。

1－4－5 関係住民に対する情報連絡体制

受注者は工事施工にあたって、監督員と協議の上、あらかじめ地元住民に対し、施工内容、行程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。

第10編 道路編

第1章 補装

第1節 アスファルト舗装工

1-1-1 骨材

1. 骨材の標準粒度範囲は次表を標準とする。

骨材の標準粒度範囲

混合物の種類		①粗粒度 アスファルト 混合物	②密粒度 アスファルト 混合物		③細粒度 アスファルト 混合物	④密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑤密粒度 アスファルト 混合物		⑥細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦細粒度 アスファルト 混合物	⑧密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨開粒度 アスファルト 混合物
			(20)	(20)			(13)	(13)			(13F)	
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
通過質量百分率%	26.5mm	100	100				100					
	19mm	95~100	95~100	100	100	100	95~100	100	100	100	100	100
	13.2mm	70~90	75~90	95~100	95~100	95~100	75~95	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100
	4.75mm	35~55	45~65	55~70	65~80	35~55	52~72		60~80	75~90	45~65	23~45
	2.36mm	20~35	35~50		50~65	30~45	40~60		45~65	65~80	30~45	15~30
	600μm	11~23	18~30		25~40	20~40	25~45		40~60	40~65	25~40	8~20
	300μm	5~16	10~21		12~27	15~30	16~33		20~45	20~45	20~40	4~15
	150μm	4~12	6~16		8~20	5~15	8~21		10~25	15~30	10~25	4~10
	75μm	2~7	4~8		4~10	4~10	6~11		8~13	8~15	8~12	2~7
アスファルト量%		4.5~6	5~7		6~8	4.5~6.5	5~7		6~8	7.5~9.5	5.5~7.5	3.5~5.5

1-1-2 マーシャル安定度基準値

1. 加熱アスファルト混合物は、次表に示す基準値に合格するものでなければならぬ。

土木工事共通特記仕様書

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		① 粗粒度 アスフ アルト 混合物	② 密粒度 アスフ アルト 混合物	③ 細粒度 アスフ アルト 混合物	④ 密粒度 ギャップ アスフ アルト 混合物	⑤ 密粒度 アスフ アルト 混合物	⑥ 細粒度 ギャップ アスフ アルト 混合物	⑦ 細粒度 アスフ アルト 混合物	⑧ 密粒度 ギャップ アスフ アルト 混合物	⑨ 開粒度 アスフ アルト 混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13F)	(20F)	(13F)	(13F)	(13)	
突固め回数 (注)	C交通以上	75					50				
	B交通以上	50									50
空隙率 (%)	3~7	3~6			3~7	3~5		2~5	3~5	—	
飽和度 (%)	65~85	70~85			65~85	75~85		75~90	75~85	—	
安定度 (kgf (kN))	500 (4.90) 以上	500 (4.90) [750 (7.35)] 以上	500 (4.90) 以上				350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	350 (3.43) 以上		
フロー値 (1/100cm)	20~40						20~80	20~40			

[注] (1) 積雪寒冷地の場合や、C交通であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは、50回とする。

(2) [] 内はC交通以上で突固め数回を75回の場合とする。

(3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物、又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度} (\%) = (60^\circ\text{C}) \text{、48時間水浸後の安定度(kgf)} / \text{安定度(kgf)} \times 100$$

1-1-3 配合設計

1. 受注者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し設計アスファルト量を次の方針に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が承諾した場合はマーシャル試験を省略することができる。

(1) 示方アスファルト量を中心にして上下に 0.5% きざみにアスファルト量をかえた 5 種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。

(2) 供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度とを算出する。

(3) アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値の関係を求め、前表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想される場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地域のすりへり作用

の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

1-1-4 締固め度

- 路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。

第2節 ブロック舗装工

1-2-1 インターロッキングブロック舗装

- 受注者は、ブロックの目地が2~3mm程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。なお、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。
- 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第3節 道路付属施設工

1-3-1 視線誘導標

一般道路における視線誘導標の支柱は、**設計図書**に特に定められていない場合には、ポリエチレン樹脂製で白色とし、外径89mm「山形県」刻印入り（黒色）とするものとする。

第4節 踏掛版工

1-4-1 施工

- 踏掛け版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でもあらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第5節 排水性舗装工

1-5-1 材料

- 排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13mm、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、ポリマー改質アスファルトH型又は高耐久型ポリマー改質アスファルトとする。
- 排水性舗装工に使用する碎石の品質管理基準、粒度範囲は、下記のとおりとする。

碎石の品質

項目 用 途	表 层	
	配 合 案	備 考
表 乾 比 重	2.45以上	
吸 水 率 (%)	3.0以下	
すり減り減量 (%)	15以下	

土木工事共通特記仕様書

排水性混合物の粒度範囲

ふるい目 呼び寸法	粒度範囲	
	最大粒径(13)	備考
通過質量百分率(%)	26.5mm	—
	19.0mm	100
	13.2mm	90 ~ 100
	4.75mm	11 ~ 35
	2.36mm	10 ~ 25
	75 μm	3 ~ 7
アスファルト量		4 ~ 6

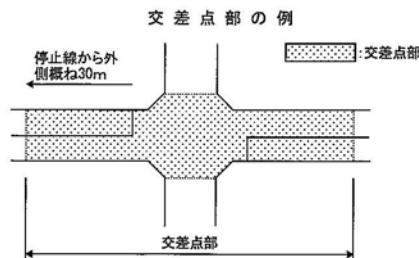
注；上表により難い場合は監督職員と協議しなければならない。

1-5-2 排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記のとおりとする。

項目	単位	目標値	
		配合案	備考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/s	10 ⁻² 以上	
安定度	KN (kgf)	3.5 (350) 以上	
DS	回/mm	一般部 4,000以上	
		交差点部 5,000以上	

※本項における交差点部とは、停止線の外側概ね30m区間から交差点内側の車道部分を指すものとする。



※ 高耐久ポリマー改質アスファルトを使用する場合、低温カンタブロ試験損失量を15%以下とする。

1-5-3 排水性混合物の管理項目

排水性舗装工の現場透水試験の規格値については、下記のとおりとする。

土木工事共通特記仕様書

項目	頻度	標準的な管理の限界	備考
現場透水量	1,000m ² ごと	800mL/15sec以上	空隙率17%程度の場合

第2章 鋼橋上部

第1節 橋梁現場塗装工

2-1-1 材 料

1. 塗料の色合せは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て現場調査を行うことができる。
2. 受注者は、塗料には乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。
ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

2-1-2 橋梁塗装塗替

1. 塗装塗替は、別途塗装面積 (m²) 計算書を作成し提出しなければならない。

第2節 床版工

2-2-1 床版工

1. 床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならない。

第3節 橋梁付属物工

2-3-1 伸縮装置工

1. 受注者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の承諾を得るものとする。

2-3-2 架設用付属物

1. 受注者は、橋体部材に架設用付属等を添加する場合は、監督職員の承諾を得て製作しなければならない。

第3章 コンクリート橋上部

第1節 橋梁付属物工

3-1-1 伸縮装置工

1. 受注者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

3-1-2 PC定着工法

1. PC定着工法は、設計図のとおりとする。
ただし、設計図以外の方法を採用する場合は、予め設計計算書、図面等を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 トンネル

第1節 支保工

4-1-1 支保工間隔

1. 支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

4-1-2 ロックボルト

1. 先打ちボルト（フォアパイリング）の穿孔角度等詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第2節 覆工

4-2-1 覆工コンクリートの打設量

1. 受注者は覆工・側壁コンクリートの施工にあたり、あらかじめ打設ロット毎のコンクリート打設量計算書を監督職員に提出しなければならない。
また、コンクリート納入伝票等の写しを監督職員に提出しなければならない。

第5章 道路維持

第1節 セメントコンクリート舗装補修

5-1-1 再注入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。

また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第2節 アスファルト舗装補修

5-2-1 打換工

1. アスファルト舗装板撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装板等を損傷してはならない。
2. 隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
3. 車道打換等によって生じる段差の擦付について、横断方向（車の進行方向）の段差は5%以内の勾配で日々を行い、交通開放しなければならない。なお、縦断方向（道路中央線方向）の段差は原則としてつくってはならない。

第3節 路肩及び法面

5-3-1 除草一般

1. 受注者は、除草中又は跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
3. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、またのり面では速やかに片付けなければならない。

第4節 清掃作業

5-4-1 清掃作業

1. 路面清掃、ガードレール清掃、視線誘導標清掃、排水施設清掃の施工時期等については、監督職員の指示によるものとする。なお、路面清掃等の実施にあたっては、粉塵が舞い上がりにくいよう、散水後に清掃するものとする。
2. 路面清掃車には助手を乗務させ、安全の確保に努めなければならない。
※ 汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」平成18年6月によるものとする。

第5節 災害応急処置

5-5-1 災害応急処置

1. 施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。又、災害が発生した

土木工事共通特記仕様書

場合の処置については、監督職員の指示によらなければならない。

2. 応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載して、写真撮影を行わなければならない。
3. 土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じて施工をしなければならない。